

「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」 に基づく事前協議の申入れについて

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条に基づき、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に関する事前協議について、東北電力株式会社から申入れを受けますので、お知らせします。

1 日時

令和6年2月27日（火） 午前8時50分から午前9時5分まで
（会場開放：午前8時35分から）

2 場所

水産林政部会議室（県行政庁舎12階）

3 出席者

（1）東北電力株式会社

執行役員原子力本部原子力部長 青木 宏 昭

（2）県

復興・危機管理部長 千葉 章

4 その他

- ・ 申入れは公開で行います。
- ・ 女川町及び石巻市においても同様に申入れを受けます。詳細については個別にお問い合わせください。

自治体	時間	受取者	提出者	場所
女川町	9:00	女川町長 須田 善明	東北電力株式会社 執行役員 女川原子力発電所長	女川町役場 2F 災害対策室
石巻市	15:00	石巻市長 齋藤 正美	阿部 正信	石巻市役所 4F 庁議室

（各問い合わせ先）女川町企画課 0225-54-3131（内線 252）

石巻市総務部危機対策課 0225-95-1111（内線 4303）

※使用済燃料乾式貯蔵施設について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」と「使用済燃料乾式貯蔵容器」で構成され、女川原子力発電所2号機の使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を、堅牢な金属性の乾式貯蔵容器に収納し、乾式貯蔵建屋で、空気の自然対流により冷却する施設。

※本資料は、下記記者クラブに発表しています。

「宮城県政記者会」
「石巻記者クラブ」